

第93回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和4年4月18日(月) 午前9時30分～午後0時10分

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

曾我部会長(ウェブ会議の方法で出席)、島村委員(ウェブ会議の方法で出席)、岡田委員、中井委員(ウェブ会議の方法で出席)、矢倉委員(ウェブ会議の方法で出席)

(2) 大阪市職員

西原市民局長、山本市民局理事、福岡市民局ダイバーシティ推進室長、藤本市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

(1) 市に提供された情報への対応について(報告)

(2) 継続案件の調査審議

(3) 第92回会議要旨の確認

5 議事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声は即時に伝わることを確認した。

議題(1) 市に提供された情報への対応について(報告)

○申出以外で市に提供のあった情報のうち、諮問を見送る案件(着信通数1通)について、市民局から説明を受けた。

議題(2) 継続案件の調査審議

○継続案件のうち6件について、調査審議を行った。

○6件のうち4件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平28-14」に係る各表現活動について、次のとおり、いずれも条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件各表現活動は、いずれも条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当する。

・本件各表現活動は、いずれも条例第2条第1項第2号に規定する表現活動には該当しない。

・よって、その余について判断するまでもなく、本件各表現活動は、いずれもヘイトスピーチには該当しない。

○案件番号「平30-職3」に係る表現活動について、次のとおり、条例第5条第1項第2号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動は、条例第5条第1項第2号に掲げる表現活動に該当する。

・本件表現活動は、条例第2条第1項第2号に規定する表現活動には該当しない。

・よって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動は、ヘイトスピーチには該当しない。

議題(3) 第92回会議要旨

○第92回の会議要旨を確定した。

以上